程て、職工の大多數は一圓五十錢內外の者が占めて居るのである、だから平均額は漸く一圓七十錢しかならぬ。然かもこの賃銀は一日十二時間働いての賃銀である。これを世間一般の勞働者及他の瓦斯會社、電燈會社に働く、十時間勞働に因つて得る勞働者の賃銀に比較すると大變な相違となるのである。

例へば同じく公共事業である、電燈會社に從事する勞働者はうであるか、その平均賃銀は三圓內外で然かも勞働時間は、八時間である。そして解傭する場合には、

一、勤續六ヶ月未滿　日給三十日分　一、同一ヶ年未滿　同五十日分　一ヶ年以上一ヶ月を增す毎に三日分加算

を支給するのである。今日都會に生活する者が、如何に切り詰めても一ヶ月六十圓以下では生活出來ない位ひの事は誰れでも承認出來る。我々の今回の要求は唯世間並みの給料と待遇をして貰ひたいと云ふに過ぎぬ、重ねて云ふ我々がこの要求が決して過當